

第4章 保護に配慮した土地利用

4-1 文化的景観の構造と景観単位

(1) 和束の茶業景観の構造

本質的価値で示した通り、和束盆地では、谷を流れる和束川沿いの低地を水田に使い、その上の緩斜面に屋敷地が集まる生活の場（居住域）が形成され、隣接する周囲の丘陵や山地の斜面地が開拓されて茶園となり、その奥の山地を山林として使う。これが土地利用の基本となっている。茶園の開墾時期、増反の方法、地形条件などにより、地区ごとに居住域と茶園との立地関係や茶園のかたちや規模には特徴があるが、土地利用の基本は共通して確認できる。和束の文化的景観の保全においては、この共通する土地利用の基本を保全継承することが重要である。

そこで、地形の特性や和束盆地の風景を構成する空間のあり方から認識することができる土地利用のまとまりを「景観単位 A」として設定する。それは和束盆地の地形と生活生業に関わる土地利用と連動するものであり、盆地の中央を流れる「和束川」、生業の土地利用である「農地（茶園と水田などの生産域）」、生活の場である「居住域（屋敷地の集まり）」、谷を囲み営みの空間の背景となる「山地（山林）」を、それぞれまとまりある景観単位とすることができる。

また、「景観単位 A」は、5地区ごとに、地形特性や茶園の開墾時期および屋敷地の立地条件などによってそれぞれ特徴があり、土地利用の基本は同じでも、地区ごとに特徴あるまとまりを示す集落景観となっている。このまとまりを、原山、釜塚、白栖、石寺、撰原の5地区の集落（地区）を単位とする「景観単位 B」とする。

(2) 景観単位の特徴

景観単位 B である 5 地区ごとの特徴については第2章の 2-3 「(2) 本質的価値を受けての各地区の特性」に記してあるため、ここでは景観単位 A の土地利用のまとまりごとの特徴を述べる。

1) 和束川

和束盆地の中央を流れる和束川（護岸と霞堤を含む河川区域）の空間的まとまり。

谷底を流れる河川空間は、両岸の風景の眺めにより谷を一体的に認識することができる連続する公共空間であり、両岸に位置する地区をつなぐ。

豪雨による氾濫に対応する工夫として、釜塚地区には霞堤が造成されている。

2) 農地（茶園、水田などの生産域）

居住域に隣接してある茶園や山地を開墾した広範な茶園、低地の水田など、農業生産の場のまとまり。

これまでの生産に関わる土地利用の変遷と茶業の展開の経緯が現れる景観単位であり、特に農地の大半を占める茶園が、和束の風景を特徴づけている。茶業の盛況とともに水田や果樹園から茶園への転換が進み、現在は和束川沿いやその支流の谷底低地に水田が残る。

和束では茶業が主生業となっており、茶園は、地形条件、開拓時期、開墾手法などにより、位置、規模、形態の異なるまとまりが見られる。また、現在も和束では自園自製の製茶を基本とすることから、茶園の分散所有、品種、被覆の有無などの条件の相違によるモザイク状の茶園に特徴がある。

3) 居住域（屋敷地のまとまり）

和束盆地の緩斜面を石積みで造成して形成された屋敷地が集まる生活・生業の場のまとまり。

塊村の形態をとり、1つの地区に複数の居住域のまとまりが見られる地区もある。地形条件によって地区ごとに屋敷地の形、集まり方、立地などに特徴が見られる。

地形条件により集落ごとに居住域の構成には特徴はあるものの、屋敷地は、主屋、茶工場、離れ、納屋、蔵などから構成され、職住一体の暮らしによる屋敷構えであることは各地区に共通する。

居住域には集落の氏神神社や寺院の他、地蔵や愛宕燈籠といった暮らしとつながる石造物も点在し、地域社会の歴史や生活文化が表れている。

また職住一体の暮らしは、屋敷地の構成だけでなく、屋敷地の間の小さな茶園と一体になった居住域のまとまりを生み出し、それがそれぞれの地区を特徴づける。

4) 山地（谷を囲み背景となる山地）

居住域と農地の背後にある山地の連なり。かつて薪炭や木材を生産する山林として利用されていた山地は、和束の谷をかたちづくる風景の構成要素である。

4 - 2 土地利用の方針

第3章で示した4つの保護の基本方針にもとづき、本章4-1で示した文化的景観の構造と景観単位について、以下の通り土地利用の基本方針を示す。これらにより和束の暮らしと茶園が一体となった茶業景観の保全継承を図る。

（1）全域に関わる方針

「地形を巧みに利用した土地利用の保全」

和束川沿いの低地を水田に、その上の緩斜面に屋敷地、屋敷地が集まる居住域に隣接する周囲の丘陵や山地の斜面地を茶園に、その奥の山地を山林として使う土地利用の基本構造を継承する。

生業に関わる土地利用転換を許容するときにも、土地利用の基本の維持を前提に、その規模や改変の影響を調整する。生業に関わらない新たな機能が立地するときにはその立地の限定や修景などの配慮を検討し、茶業景観を阻害しないよう調整を図る。

また、斜面地を屋敷地や茶園として利用するために、その場所ごとに産出される石材を使った石積みが見られる。こうした地区ごとの土地利用に応じた石積みを保全する。

「茶園とともに集落景観の魅力を形成している生活の場の空間特性を保全」

地区ごとの自然基盤の特性や茶業の歴史が表れる屋敷地の使い方を保全継承する。

特に和束の集落景観を特徴づける屋根越しに茶園が広がる風景とその向こうに広がる谷の風景を保全するよう居住域と茶園の空間構造を保全する。

「変化と折り合う地域環境の整備」

空き家、休耕田、放棄茶園などが発生してきている。災害時への対応も含め、新たな土地の使い方や空間が求められる状況に備える。

一方で、既に和束の茶園風景の魅力が見出され、訪れる人が少しずつ増えてきている。生業の場である茶園や暮らしの場の環境を保全することを基本として、訪れる人との共存を図る。

（2）景観単位 A（土地利用のまとめ）ごとの方針

1) 和束川

和束盆地の中心を流れる和束川は、山地とともに和束盆地の風景を構成する自然基盤であり、その環境の保全が基本となる。ボランティア等や地域と協働して河川に親しめる空間づくりによる環境整備を図るとともに、流域全体で関係者が協働して豪雨災害に備える流域治水を進める。

水害対策では、霞堤の整備に見られる水田の遊水機能の利用や茶園のある斜面地に対応する護岸の作り方など、地域の土地利用の知恵を活かす。

2) 農地

茶業や農業生産の振興を図る中で、和束盆地の地形に折り合う農地の立地や土地の使い方を継承する。特に茶園においては、丘陵のなだらかな起伏や小山の地形に沿うことで曲線となる畠が織りなす傾斜地茶園の特性を保全するよう、大規模な地形の改変は避ける。豪雨などで農地が崩壊する場合も土地の特徴を見極め、元の土地利用に戻すこととする。

また、棚田由来の石積みなど、生業の変遷を伝える資源を保全する。

少しづつ増えている耕作放棄地や放置された茶園については、農政施策と連携し、次世代の担い手の育成や茶業の振興を進め、できるだけ継承の方法を探ることで、農地の土地利用の基本構成の維持を図る。

獣害など新たな課題には、景観に配慮しつつ対策を工夫する。

3) 居住域

盆地の緩斜面に密集する屋敷地は職住一体の構成に特徴がある。また、そうした屋敷地が集まる暮らしの場では、屋根越しに茶園や谷の土地利用が広がる風景、茶園や居住域を相互に見合う関係が特徴づける風景がある。職住一体の居住域の構成や特徴ある眺めを継承し、活かしていくために、屋敷地を構成する建造物群の建て方や配置などのルールを決めて保存活用を進める

世帯分離や暮らし方の変化、需要に応じた茶業の変化など、将来的に起こりうる変化に対しては、変化を受け止めつつ職住一体の特徴ある居住域の構成を継承するよう調整する。また、集落の神社や居住域に点在する暮らしどつながる石造物などは適切に保全する。

4) 山地

集落の背景となり、和束盆地の風景の骨格となっている山地の保全を図り、背景の山並みの景観を保全する。また、森林整備に当たっては、樹木の性質に適した間伐などの定期的な手入れや林道の敷設などにより安全な森林づくりを進め、山の環境を保全する。

(3) 景観単位B(地区)ごとの方針

1) 原山

金胎寺の門前であり参道が通るという地区の歴史、和束盆地への見通しのある南斜面に広がる密集した居住域、近世に由来する茶業を継承する営みといった地区の特性を保全し、この特性を活かした地域の暮らしの場を継承する。

この暮らしの場である地区的空間構成を保全するために、居住域については集村の形態を維持しつつ、古くに開墾された居住域を包み込むように広がる茶園の構成を継承する。あわせて屋敷地については、木造の茶工場を通りに面する側に配置する職住一体の敷地利用を継承するよう、屋敷地内の建築物の配置や規模に配慮する。また、新たな機能を導入するときも暮らしの場の保全を基本とする。

2) 釜塚

釜塚地区は盆地の平坦面が最も広がるところに位置することから、和束川沿いには水田が残り、水田から山地に向かって南東になだらかに傾斜する微高地に居住域があり、その背後にせまる斜面地に「山なり茶園」と呼ばれる茶園が開墾されている。こうした地形条件が表れる釜塚地区に固有の特徴的な土地利用の構成を保全する。特に、和束川や幹線道路から

眺められる「山なり茶園」の保全を図り、山麓集落の茶業景観を継承する。

また、町の中心に位置することから、茶業の機械化が早くから試みられ、共同茶工場や被覆栽培の導入なども積極的に進められてきた地区もある。茶業や暮らしに関わる新たな試みや変化について、その規模や配置などに配慮してうまく取り込むよう調整する。

3) 白栖

白栖地区は、南北に複数の尾根と谷が交互に走る地形に特徴がある。谷筋ごとに谷奥に居住域が分散しており、谷は水田、尾根は山林や茶園に利用されていた。昭和30、40年代に尾根部の山林が茶園へと開墾され、次に谷に位置する水田が部分的に茶園に転換し、現在の土地利用に至っている。地区の地形特性と土地利用の変遷を踏まえ、谷奥の居住域のまとまりを保全しつつ、茶業の変遷に応じた茶園の継承と土地利用の調整を図る。

なお、和束川に近い地区の南東部には、水田跡地、瓦産業の小規模な集積、生活関連機能が集中して立地するエリアがあり、尾根と谷が連続する地形を活かした土地利用を基盤としつつ、新たな土地利用の変化に対応する。

4) 石寺

石寺地区には、丘陵の谷地形にあった棚田や、山林から転換した茶園が広い南向き緩斜面に広がる。斜面の尾根部には屋敷地が複数のまとまりに分かれて居住域を形成し、その周りを茶園が取り囲む。こうした地形を活かした生活・生業の場の構成を継承する。

石寺の茶園は、谷部の棚田を茶園に転換した場合には花崗岩の石積みが見られ、丘陵の山林を拓いたものは勾配の強い山なり茶園となる。このような茶園の成り立ちが表れる構成要素や形態を保全する。また、段上に造成された居住域については、屋敷地の石積みや屋敷地の形態に応じた建物配置が特徴づける職住一体の空間構成を保全する。

5) 摨原

湯谷山の西麓の丘陵地上に形成された山間の集落で、中心部を古代からの街道が通る。屋敷地はその街道沿いに並ぶ場合が多いことから、歴史に基づく暮らしの場の意味を残し、居住域のまとまりや屋敷地の配置を保全する。

摨原には、居住域周辺の山林を開拓した茶園や谷筋の棚田を転換した茶園がある。また、地区北西の松ノ尾には急斜面の山林を人力で開墾した細やかな区画や畝が残る茶園が広がっており、こうした茶園での生産の持続可能な継承を図る。

4 - 3 行為規制による保全

文化的景観の保全については、土地利用に関する措置として各種法令による土地利用規制が適用される。こうした規制と合わせて、景観計画において土地利用や開発行為などの変化をとら

え、保存活用計画に示す土地利用の方針との整合を図るよう景観形成基準を運用することにより、茶業景観の保全を図る。

(1) 既存法令による土地利用規制

文化的景観の計画対象地には、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、河川法、道路法、森林法等、土地利用の保全に関わる既存の各種法令が適用されるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律、砂防法、地すべり等防止法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が適用され、災害の危険のある土地の指定およびその土地における土地利用規制が行われている。

表1 既存の行為規制一覧（その1）

関係法令等	対象範囲	許可等	行為規制の内容
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	許可	農用地区域内の開発行為には、許可が必要。
農地法	農地	許可	農地転用及び、農地転用をするための権利設定又は移転をする場合は許可が必要。
道路法	国道・府道・町道	許可	道路区域の指定と区域内での電柱や広告塔などの設置を行う場合は許可が必要（道路占用許可）。
河川法	河川区域	許可	工作物の新設、改築又は除却、土地の掘削、盛土、切土その他形状の変更、竹木の栽植又は伐採を行う場合は許可が必要。
森林法	保安林	許可	立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合は許可が必要。
		許可	1ha（太陽光発電設備設置の場合に限り0.5ha）を超える開発の場合は、知事の許可が必要。
	民有林	届出	1ha（太陽光発電設備設置の場合に限り0.5ha）以下の開発の場合は、町長への届出が必要。
		届出	立木を伐採する場合は届出が必要。
京都府豊かな緑を守る条例	民有林	事前協議	1ha（太陽光発電設備設置の場合に限り0.5ha）以下の開発の場合は、京都府との事前協議が必要。
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	許可	水を放流し又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為、切土、掘削、盛土、ため池、用水路その他急傾斜地崩壊防止施設以外の工作物設置又は改造、立木竹の伐採、土石の採取又は集積、その他急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発する行為は制限がかかり、許可が必要。

表2 既存の行為規制一覧（その2）

関係法令等	対象範囲	許可等	行為規制の内容
砂防法	砂防指定地	許可	建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却、掘削、盛土、切土、土石の採取その他の土地の形状変更、土石、木、金属、合成樹脂その他の有機体の集積又は投棄、木竹の伐採、草の採集その他の植生に影響を及ぼすことにより土砂の流出を助長する行為は制限がかかり、許可が必要。
地すべり等防止法	地すべり等 防止区域	許可	地下水を誘致し又は停滞させる行為で地下水を増加させる、地下水の排除を阻害する、地下水を放流し又は停滞させ地表水の浸透を助長する、のり切、切土、工作物の新築、改築、その他地すべりの防止を阻害、又は助長、誘発する行為は制限がかかり、許可が必要。
土砂災害警戒区域 等における土砂災 害防止対策の推進 に関する法律	土砂災害特 別警戒区域	許可	開発行為を行う土地の区域内に建築を予定している建築物が自己居住用を除く住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設である場合は許可が必要。また、居室を有する建造物については建築確認の制度が適用される。
屋外広告物法	町内全域	許可	広告等を表示又は設置する場合は許可が必要。
	史跡「金胎 寺境内」	許可	現状の変更やその他保存に影響を及ぼす場合は許可が必要。
文化財保護法	周知の埋蔵 文化財包蔵 地	届出	土木事業等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をしようとする時は、文化庁長官へ届出が必要。
京都府文化財保護 条例	選定文化的 景観	—	京都府教育委員会から和束町に対し、府選定文化的景観の現状、保存修景の状況その他の事項につき報告を求めることができる。

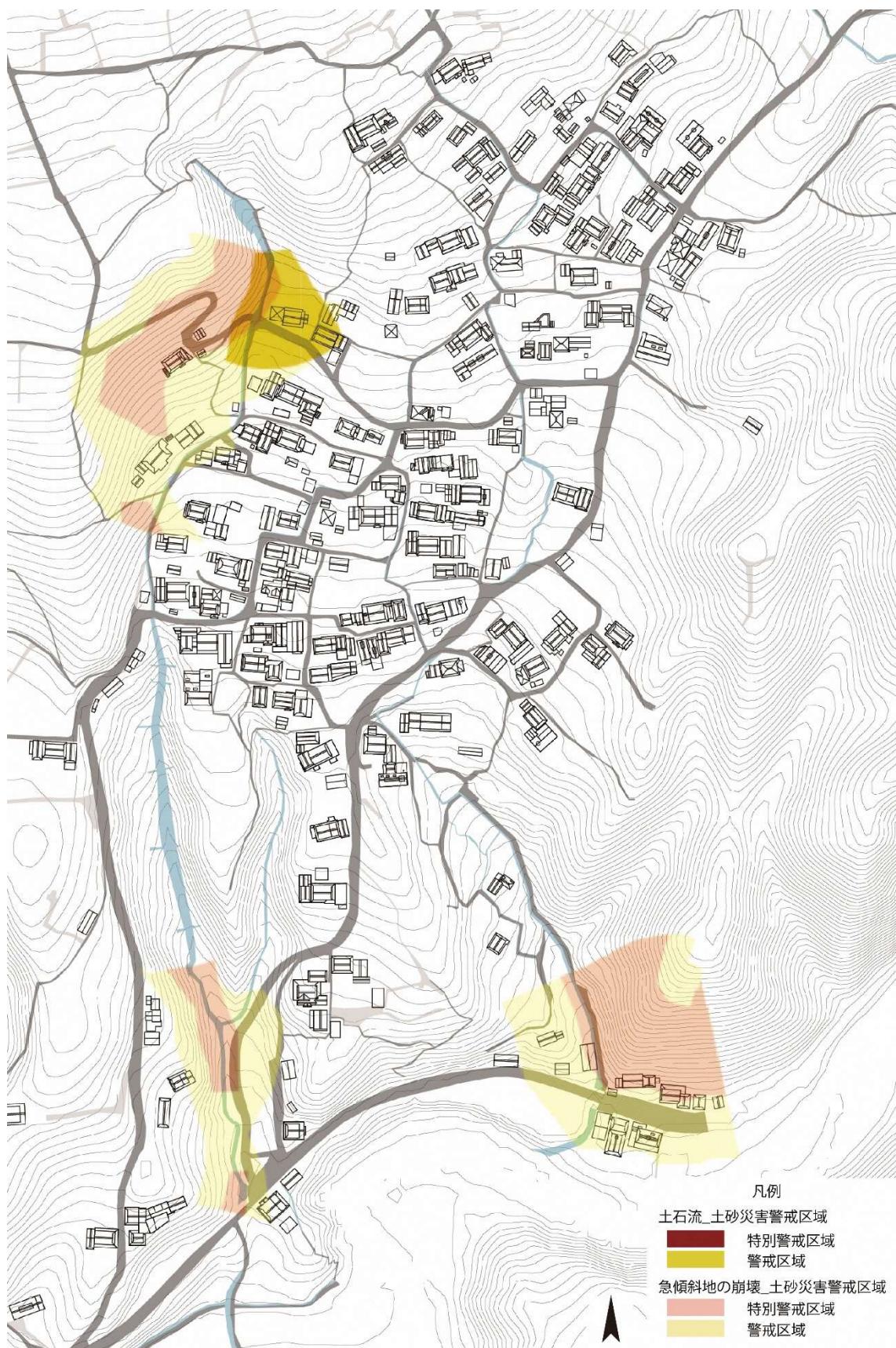


図 14 災害に関する行為規制のエリア図（原山）

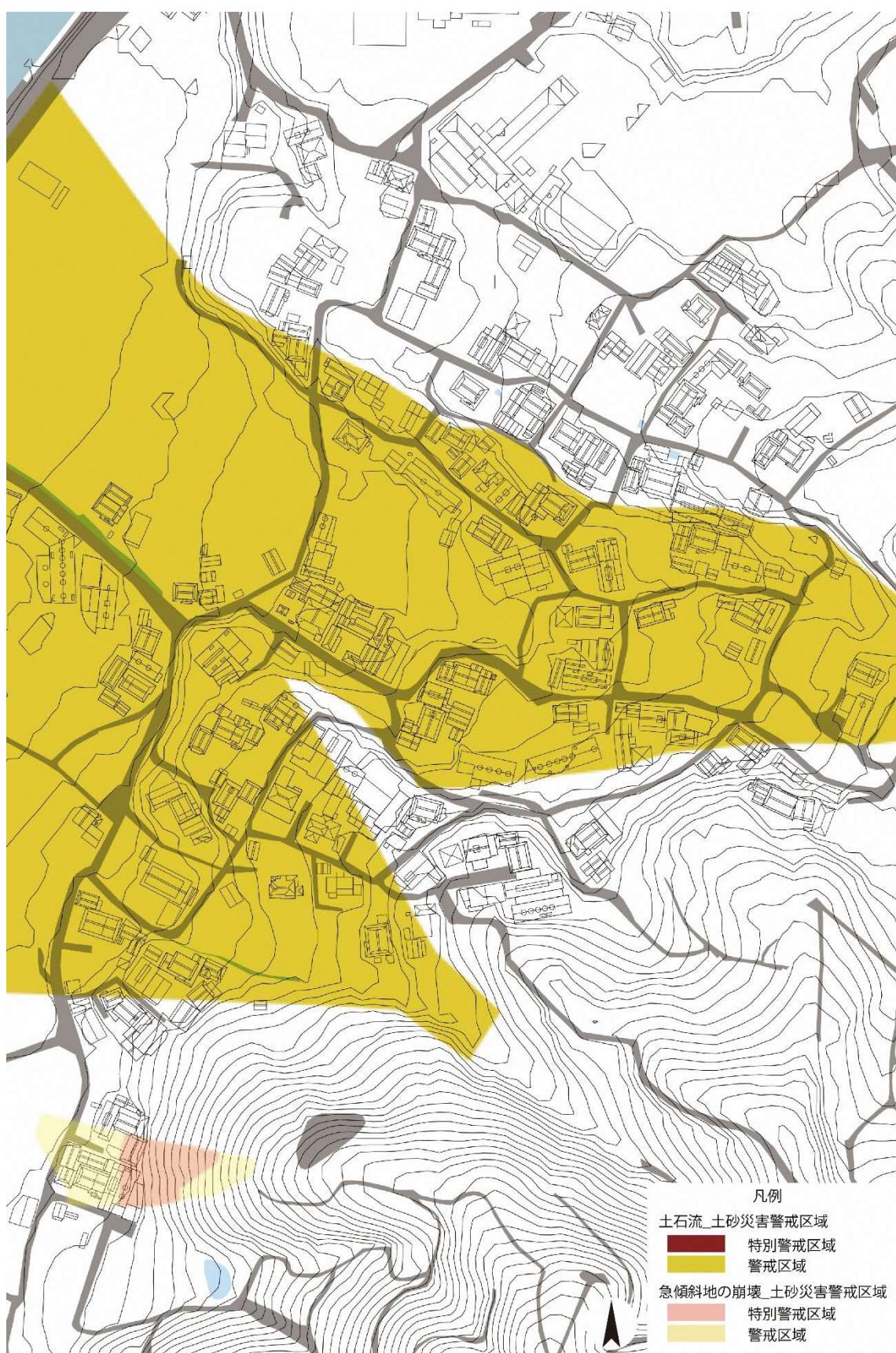


図 15 災害に関する行為規制のエリア図（釜塚）

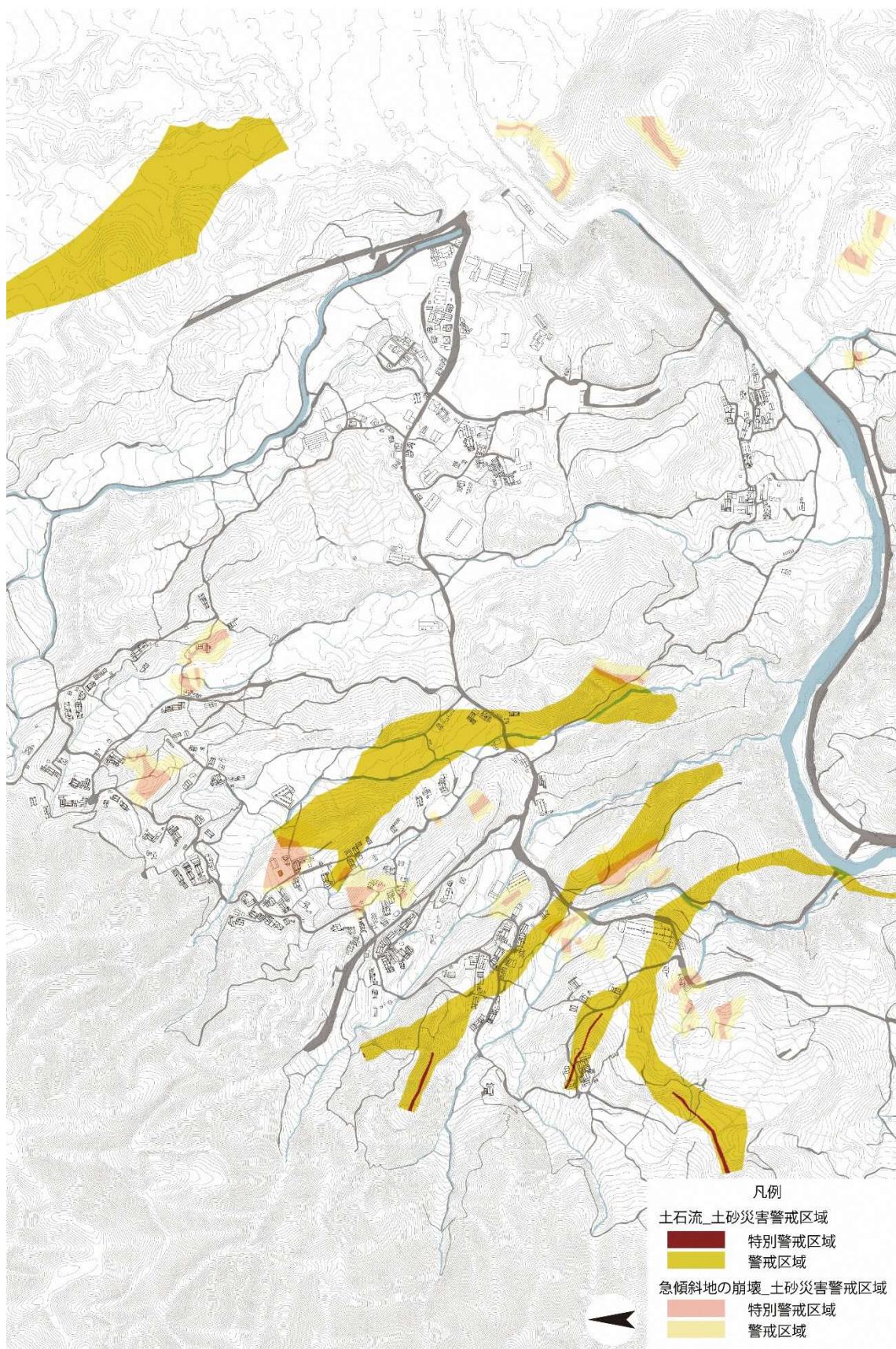


図 16 災害に関する行為規制のエリア図（白栖）

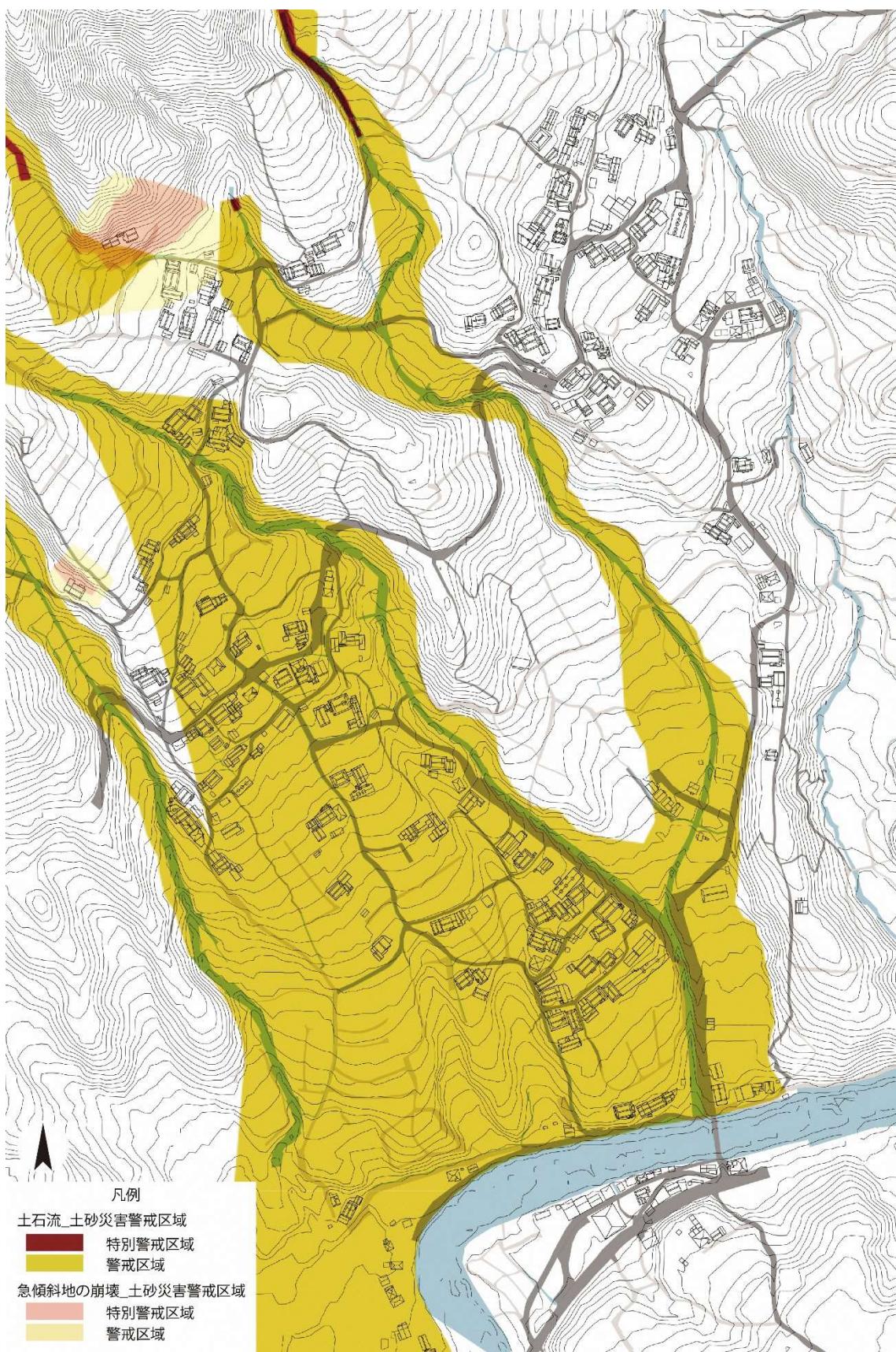


図 17 災害に関する行為規制のエリア図（石寺）

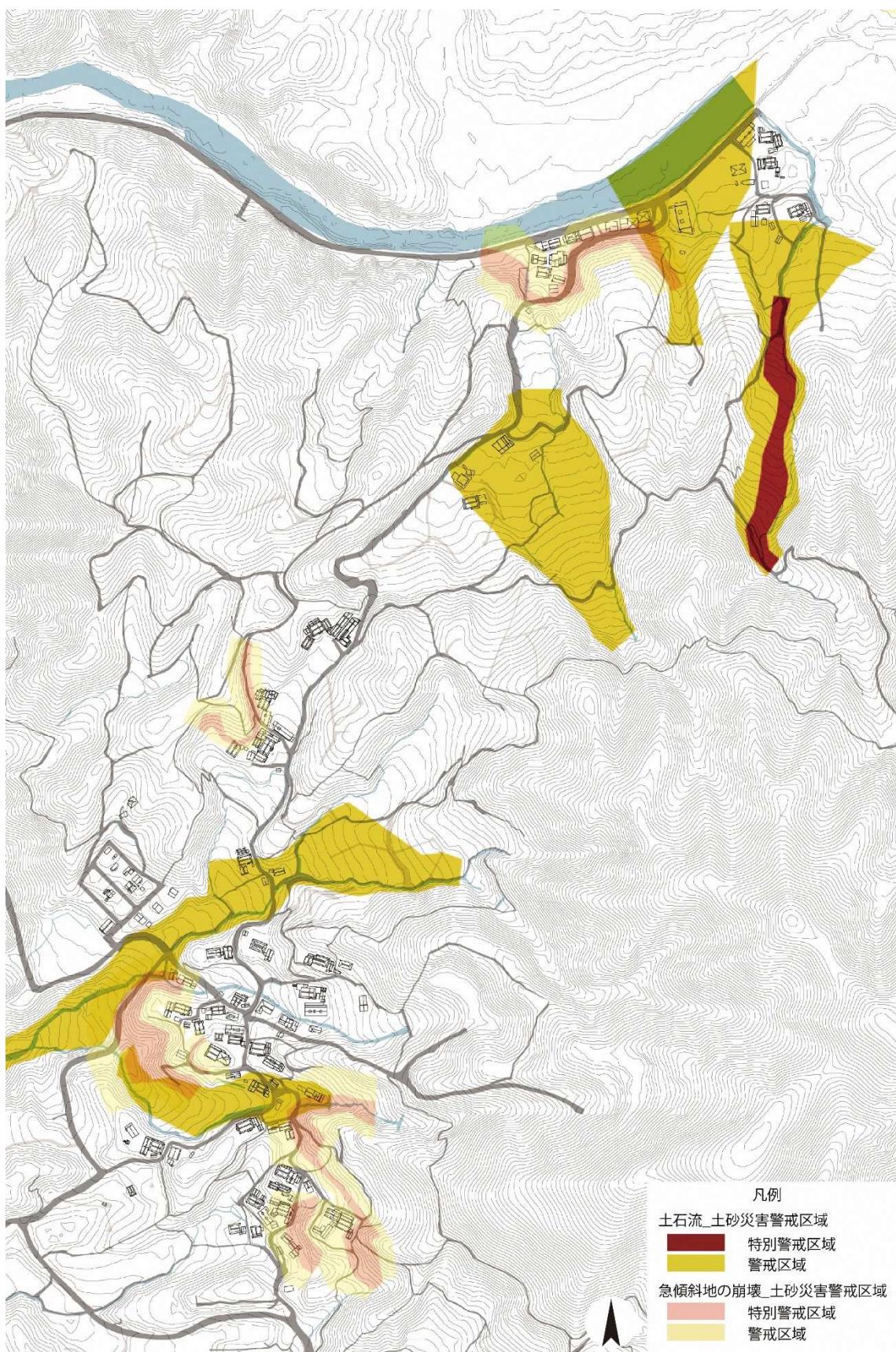


図 18 災害に関する行為規制のエリア図（撰原）

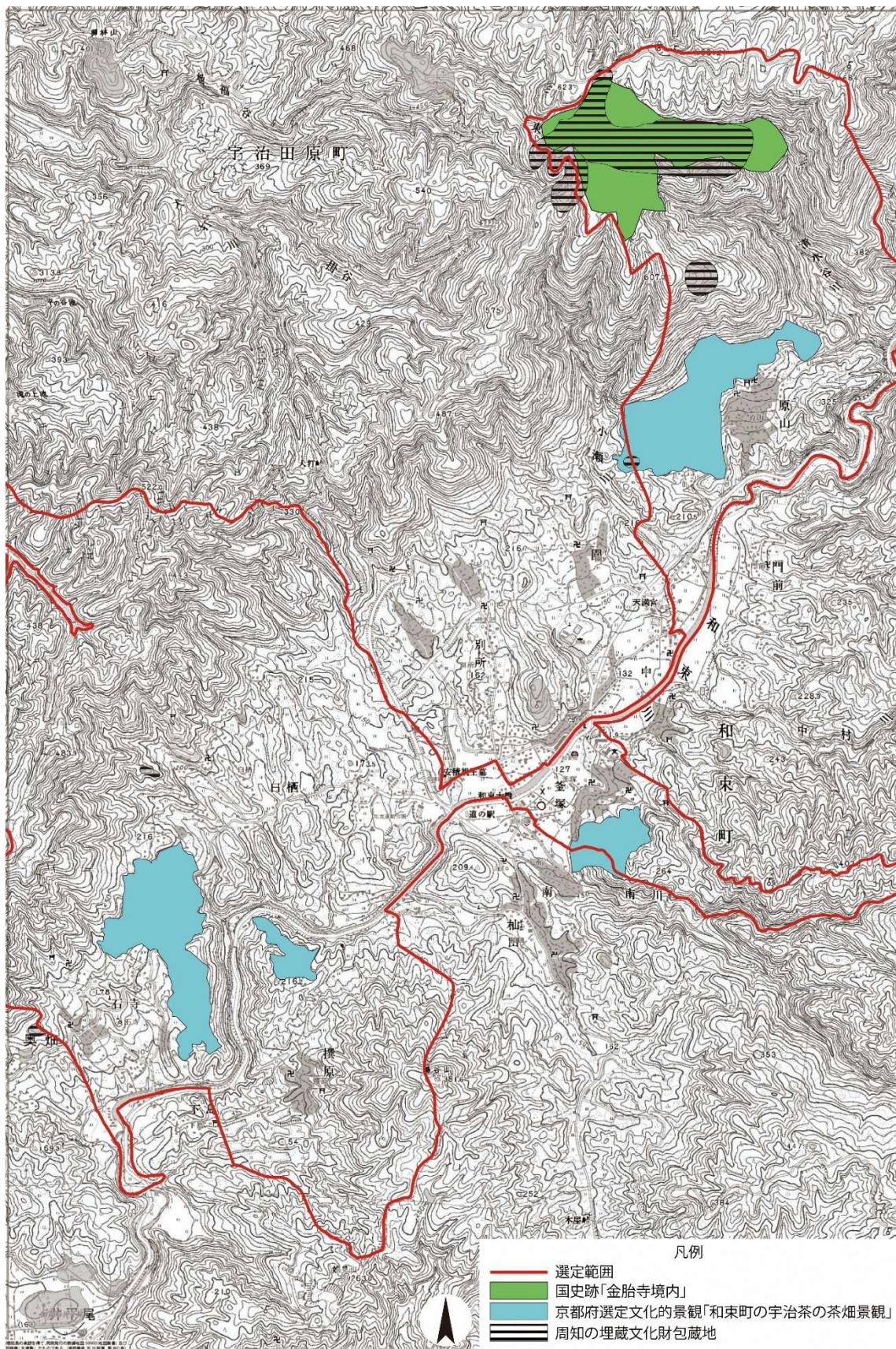


図 19 文化財に関する行為規制のエリア図

（2）景観計画による保全

保存活用計画に示す保護の基本方針、土地利用の方針にもとづき、和束町景観計画において重要文化的景観の選定対象範囲を「なりわい景観地区」と設定し、文化的景観の保存活用を図る。

表3に示す行為について景観計画の届出を求め、保存活用計画の方針に沿って表5に示す景観形成基準に基づき調整することにより、文化的景観の保全を図る。景観計画は、文化的景観の価値を事業者に伝え、変化を調整するためのルールを示すものである。

なお、届出対象行為のうち、以下の目的により実施する行為については適用しない。

（1）通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

茶業など農業を営むために行う行為のうち、以下に示すもの

- ・ 用途を改変しない農地の改変
- ・ 茶園の改植や果樹などの生産に伴う行為における植樹又は伐採
- ・ 擁壁の築造を伴わない農道の設置
- ・ 幅員が2m以下の用排水路の設置
- ・ 防霜ファンや被覆棚など、茶園での生産に関わる設備・装置の設置
- ・ その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為（害獣防護柵の設置などを含む）

（2）公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの

表3 和束町景観計画における届出対象行為

行為の種類	届出の対象規模			
	一般地区	なりわい景観地区	景観重点地区	
			第一種(集落)	第二種 (茶業景観)
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 15m以上、又は建築面積 500 m ² 以上の建築物	建築面積が 50 m ² を超える建築物、外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² 以上のもの	建築面積が 10 m ² を超える建築物	高さ 10m以上、又は建築面積 250 m ² 以上の建築物
工作物 (*1) の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 15m 以上、又は築造面積 500 m ² 以上の工作物	高さ 10m 以上、又は築造面積 300 m ² 以上の工作物	高さが 2m 以上、又は築造面積 200 m ² 以上の工作物	高さ 10 m 以上、又は築造面積 200 m ² 以上の工作物
開発行為	区域面積が 1000 m ² 以上の開発行為	区域面積が 300 m ² 以上の開発行為	区域面積が 300 m ² 以上の開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土の高さ 1m 又は切土の高さ 2m 以上、又は 500 m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	盛土の高さ 1m 又は切土の高さ 2m 以上、又は 300 m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	盛土の高さ 1m 又は切土の高さ 2m 以上、又は、200 m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更	
木竹の植栽又は伐採	500 m ³ 以上	300 m ³ 以上	50 m ³ 以上	100 m ³ 以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（但し、堆積する期間が 30 日を超えるものに限る）	堆積の用に供される土地の面積が 500 m ² を超えるもの	堆積の用に供される土地の面積が 50 m ² を超えるもの又は高さが 1.5m を超えるもの（但し、道路その他の公共の場所から見えるものに限る）		

*1 工作物は以下に示すものが対象となる。

- ・鉄塔
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・装飾塔、物見塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロその他これらに類するもの
- ・擁壁、垣その他これらに類するもの
- ・物の製造、貯蔵又は処理の用に供する施設
- ・自動車車庫の用途に供するもの
- ・太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類するもの

* ただし、太陽光発電装置のうち、照明柱等の小規模な工作物と一体となった小型のものについては、届出手続きは不要。建築物に設置する太陽光発電装置は、建築設備（建築物）として扱う。

表5 和束町景観計画における景観形成基準

行為の対象	一般地区	なりわい景観地区	景観重点地区	
			第一種（集落）	第二種（茶園）
共通基準			<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和し、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とすること。 山なみや生業景観の稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるよう努めること。 大規模な建築物や工作物は、形態や色彩の工夫により、圧迫感を感じさせないように配慮すること。 	
建築物	高さ・位置	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと(*1)。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。
	形態・意匠	—	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本としつつ、周囲と調和する形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とする。
	素材	—	<ul style="list-style-type: none"> 屋根および外壁は自然素材または自然素材と調和する素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とすること。 屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。 	
	屋外照明	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 過剰な光量とならないよう配慮すること。
工作物	高さ・位置	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと(*1)。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 10mを超えないこと。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。
	色彩			<ul style="list-style-type: none"> 15mを超えないこと。 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとすること。
	屋外照明	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 過剰な光量とならないよう配慮すること。
開発行為			<ul style="list-style-type: none"> 自然や地形と折り合い集落景観と調和する形態規模とし、周辺の土地利用を考慮すること。 行為地の境界などに植栽を行い、周囲の景観と調和するよう配慮する。 	
土地の開墾、土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> 法面・擁壁が生じる場合はできるだけ最小限となるよう工夫し、行為地における植栽などにより周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 切土・盛土を伴う行為の際には、地形改変が最小限となるよう努めること。 法面・擁壁が生じる場合は、できるだけ最小限となるよう工夫し、石積み等の自然素材を使うことや植栽を行うことにより周辺環境に配慮する。 行為地の境界などに植栽を行い周囲の景観と調和するよう配慮する。 既存の石積みはできるだけ継承すること。 	
木竹の植栽又は伐採		<ul style="list-style-type: none"> 周辺との調和に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 伐採はできる限り最小限にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (堆積期間が30日を超えるもの)		<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場から見えないように配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺めの阻害とならないよう配慮する。 できるだけ積み上げる高さを抑制し、長期に堆積を維持する場合は、遮蔽の措置などを工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> できる限り、主要な視点場から見えないように配慮すること。 物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。
				<ul style="list-style-type: none"> できる限り、主要な視点場から見えないように配慮すること。 物件を積み上げる場合は、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。

*1 ただし、屋敷地内の茶工場など農業生産のかかる建築物または工作物および町長（景観行政団体の長）が必要と認める建築物はこの限りではない。

4-4 現状変更等の取扱基準

計画対象範囲内において、文化庁長官への届出が必要となる行為は、重要な構成要素の現状変更等である。

滅失又はき損（文化財保護法第136条）及び現状変更等又は保存に影響を及ぼす行為（文化財保護法第139条、以下「現状変更等」）がある場合には、事前に和束町文化的景観担当部局と協議をおこない、京都府や文化庁等との調整や、文化的景観保存活用委員会での審議を踏まえ、文化長官に対して届出をおこなうものとする（6章6-3を参照）。届出の種類と提出期限は表5のとおりとする。ただし、表6に示す行為については届出を要しない。

なお、各重要な構成要素の現状変更等の基準は第7章に記載し、その運用については町文化的景観担当部局がおこなう。

表5 届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な行為	届出者	提出期限
滅失	・ 重要な構成要素が消失、流出等により滅失した場合	所有者等	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	・ 重要な構成要素が災害等により大きく破損した場合	所有者等	日以内
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な構成要素の現状変更 (物件ごとに定める行為) ・ 重要な構成要素以外の現状変更により、重要な構成要素の保存に影響を及ぼすと考えられる行為 	現状変更等をしようとする者	現状変更等をしようとする日の30日前まで

表6 届出を要しない行為

届出の種類	届出を要しない行為
滅失	・ 重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼす恐れがない行為（※1）
き損	
現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業の持続のために必要な軽微な行為で、本質的価値に影響を及ぼさない場合 ・ 維持の措置（※2） ・ 非常災害のために必要な応急処置 ・ 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置をとる場合

※1 平成17年文部科学省令第10号第4条に定められている範囲

1. 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選

定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為

2. 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るもの）を除く。）

※2 平成17年文部科学省令第10号第7条で定める以下の行為

1. 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化的景観をその選定当時の現状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
2. 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置を執るとき。
3. 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第5章 文化的景観の整備活用

5-1 整備活用の方針

第3章に示した4つの保護の基本方針にもとづき、整備を進める。

まずは、文化的景観の価値を象徴する地域資源を重要な構成要素として保護を図ることが基本となる。重要な構成要素である茶園と居住域における営みの持続のために必要となる変化に対しては、保護に配慮した土地利用の方針にもとづき変化を調整しながら保全することを基本とすることが、生業と暮らしの場が一体となった茶業景観の持続可能性を高める。この居住域と茶園の保全とともに、その魅力を地域内外で共有するための取り組みへと展開することにより、地域づくりとしての整備を図る。

魅力を伝えるためには、価値を象徴する地域資源の保全とともに、その価値や風景の楽しみ方をわかりやすく伝える情報発信と普及啓発、交流人口と地域の生業生活が折り合うための施設づくり、生業や生活に地区外から来訪者が干渉しない動線やルールづくりと案内など、共存のための環境整備が求められる。

和束では地区の住民が主体となる集落の環境整備活動や催し物が自発的に行われており、こうした地域の取り組みの特性が活かされるよう、住民が主体的に実施する身近な便益施設（ベンチなど）の整備や案内看板などの設置・改修、情報発信などを支援する。

整備においては、地区の人々と共に取り組み、整備の内容に応じて役割分担し、地域の役割と保護の取り組みに対し、適切な補助の検討を行う。

5-2 価値を保全継承するための整備活用

（1）生業の歴史や生活文化を伝える地域資源の保全・継承

1）重要な構成要素に特定された地域資源の保存整備

文化的景観の価値を象徴する建造物や工作物など、重要な構成要素に特定された寺社や茶工場、境内地にある工作物や愛宕燈籠や地蔵などの石造物は、必要な修理を行い、保存を図る。また地域で守られてきた石造物などの保存においては、祭礼などの行催事を継続させ、地域と協働で適切な継承に取り組む。

これら地域資源の保存整備は、これまでの生業の歴史を伝えるとともに、集落における生活の場の意味を伝える。

2）重要な構成要素である居住域・茶園の保全活用

職住一体の暮らしが表れる屋敷地の構成、その屋敷地のまとまりである居住域には、職住一体の暮らしが生み出す特徴的な空間構成と地区ごとに固有の風景がある。屋敷地の空

間構成を継承するとともに、屋根越しの茶園とその先に広がる和束盆地の眺め、斜面地の屋敷地による家並み、家並みとその背景に広がる山の茶園が一体となった風景を保全し、その魅力を活用する。

そのために、斜面地にある居住域の景観を形成する屋敷地の石積み、主屋・茶工場・離れ・納屋・蔵などの配置、および集落景観を特徴づける瓦屋根の連続などを保全継承する。合わせて、茶業の振興を図ることで、それぞれの地区に独特的の茶園が生み出す茶業景観の魅力を保全し、茶業を守りつつ、その魅力を発信することに取り組む。

（2）茶業景観を生かした地域づくりを図る環境整備

1) 情報発信と普及啓発

文化的景観の価値と魅力を情報発信するための基盤としてホームページを作成するとともに、地域住民と協働して情報発信ツール（マップ、パンフレットなど）を開発する。

茶業が持続することが和束の魅力につながることを共有し、住民が案内する茶園ツアーなどにより茶業や茶園に対する理解を深めてもらうことと合わせて、生業と観光が共存できるようなルールづくりと訪れる人にマナーを伝える取り組みを行う。

こうした情報発信や訪れる人との関係を作っていくために、住民自らが文化的景観の価値と魅力を理解し共有するための地域活動を進める。そのための拠点となるような展示施設の整備を検討する。

2) 多様な便益施設による環境整備

来訪者が地域の生活や生業に干渉しないよう適切な誘導を図り、暮らしと観光が共存できるような環境整備に取り組む。

既に、町では、「縁側カフェ」事業として、公民館や寺および協定事業者の事務所のお手洗いの利用、休憩場所の提供等を進めており、引き続き協力者を募集し、訪れる人が歩きやすい環境を整える。また、眺望が良い場所などにベンチを設置することにより、来訪者の動線を制御し、集落内における立ち入り可能な範囲を制限するなど、計画的な動線の誘導をおこなう。

3) サイン計画

眺望場所の設定や文化的景観の価値を理解するための場所を設定し、来訪者が日常の暮らしと茶業と共存できるよう、計画的に来訪者の動線を誘導するための案内サインなど、共存のための仕組みづくりが必要である。その上で、来訪者に和束の茶業景観の見方を伝え、その価値の理解を促すための案内板の整備を図る。

こうした整備では、地域住民と協働して取り組むとともに、サインに関する全体計画を策定して、案内板や誘導サインが和束の風景と調和するようデザインを調整する。

5 - 3 整備活用のための支援策

（1）文化的景観の保存活用のための支援策

整備活用の方針にもとづき、補助対象行為を設定して和束町重要文化的景観整備事業補助金交付要綱を定め、適切な補助支援による重要な構成要素の保全を図る。この時、重点景観地区における町独自の補助は追加で利用できるものとする。

なお、文化的景観保護推進事業国庫補助要項には、補助対象として、①重要な構成要素の修理・修景、②便益施設や標識・説明板などの設置、③整備に伴う普及啓発事業、という3項目が挙げられていれる。和束町重要文化的景観整備事業補助金交付要綱でもこれら3項目を対象とする。

（2）茶業振興のための支援策

茶業については、農林業振興を目的とする農林施策による事業補助制度がある。集団で管理する茶園や茶工場の整備、茶業の経営継承、生産拡大等を支援する補助事業が用意されている。また、茶園の改植にあたって、品種を宇治種にする場合には補助する制度がある。

これらの茶業に係る農林施策による支援は、社会経済の動向や生産環境、農林施策の改変などにより、補助対象や補助事業の内容が変更されたり、停止されたりすることがある。

（3）地域づくりのための支援策

和束町では、住民と協働による地域づくりを支援する補助制度があり、その制度を活用することで、伝統文化を活かした地域活性化や環境整備を行うことができる。地域住民がそれぞれの特性を活かしながら、個性豊かで活力あるまちづくりに自主的に取り組む活動を応援する制度である。これを活用して、文化的景観を活かした地域づくりを行う住民の活動を支援することに取り組む。

また、各地区区長からの申請を受け、自主的に道普請する場合には、町道補修用のレミファルトの現物支給と転圧機の貸し出しを行う取り組みもある。

これらの支援策を適切に組み合わせながら、文化的景観の保存活用のための整備を図る。計画対象地区内の事業を支援するにあたっては、文化的景観の価値への影響を調整する必要があり、整備の内容を事前に相談することを基本とする。

表7 和束町における文化的景観保護推進事業国庫補助の補助対象（案）

事業の種類		補助対象経費	補助率	事業費下限額	補助限度額
重要な構成要素の修理	茶園	茶園を構成する工作物の修理	・石積みの修理に要する経費 ・道の修理に要する経費 ・茶園の形態の復旧に要する経費	1/2	なし 50万円
	居住域	居住域を構成する木造建造物の修理	・いぶし銀を基調とした瓦による屋根の修理に要する経費 ・外壁の自然素材（木・漆喰等）による修理に要する経費 ・構造の修理に要する経費	1/2	30万円 200万円
			・外壁の修理に要する経費	1/2	20万円 30万円
		居住域を構成する非木造建造物の修理	・石積みの修理に要する経費	1/2	10万円 50万円
	境内地・特定建造物・特定工作物	建造物の修理	・建造物の修理に要する費用	4/5	なし 500万円
		工作物の修理	・工作物の修理に要する費用	4/5	なし 150万円
	樹木	樹勢の回復	・樹勢回復に要する費用	1/2	なし 10万円
居住域における木造建造物の新築時の修景		・いぶし銀を基調とした瓦による修景に要する経費 ・配置・規模を維持する建造物の外壁の自然素材（木・漆喰等）による修景に要する経費	1/2	なし 50万円	
便益管理施設等、標識・説明版などの設置・改修		・計画に基づく便益施設などの整備で住民が主体となって実施する整備に要する経費	1/2	なし 10万円	
普及・啓発		・重要な構成要素の修理や便益施設等の整備に合わせて住民が主体となって行う普及・啓発活動	1/2	なし 10万円	

* 災害復旧時の補助率は別途協議する。

* 補助対象は保存活用計画および景観計画に示す基準に準拠し、重要な構成要素の価値の保存整備に資することが求められる。

5 - 4 災害時における価値の保全

和束町では、風水害やその他大規模な自然災害、火災および事故などが発生した時に備え、町民の生命、財産などを保護し、被害を軽減するために和束町地域防災計画を策定し、地域での減災に取り組んでいる。

本計画の対象地区においては、和束川の水害、地形条件から居住域近くでの崩落の危険のある急傾斜地の指定、谷筋での土石流の発生リスクなど土砂災害の警戒区域の指定が行われている。和束盆地の地形と折り合う生活・生業が特徴ある風景を生み出してきた地区であり、茶園での小さな崩落などに対応しながら暮らし続けてきた。こうした危険を理解しつつ、災害への備えをしておく必要がある。

また、災害時の河川、道路などの公共施設の復旧においては、文化的景観の保存活用計画に示す価値を保全するよう事業計画を協議調整する必要がある。復旧の早期の段階で、土木部局だけでなく、景観部局、文化的景観を所管する部局が連携して、事業計画の検討ができるようにしておく。

災害時だけでなく、公共施設は規模が大きく、景観や土地利用への影響が大きいことから、平常時から文化的景観の考え方を伝え、和束町地域防災計画に反映できるよう協議調整する場を持っておくことが、災害時の対応において価値の保全につながる。

第6章 保存及び活用に必要な体制

6-1 運営体制

和束の茶業景観を保存活用するため、和束町まちづくり応援課に事務局を置き、学識経験者と地元代表者から構成する「文化的景観保存活用委員会」を設置する。この委員会の開催や地域住民・自治会との協議相談、関係各所との連携と調整の窓口を事務局が担う。

また、文化的景観保存活用委員会のもとに学識経験者による専門部会を設置し、学識経験者と迅速な協議ができるように体制を整える。町や事務局のみでは対応が難しい案件については、事務局より専門部会に相談し、助言を得て状況に見合った方法で細やかに対応する。

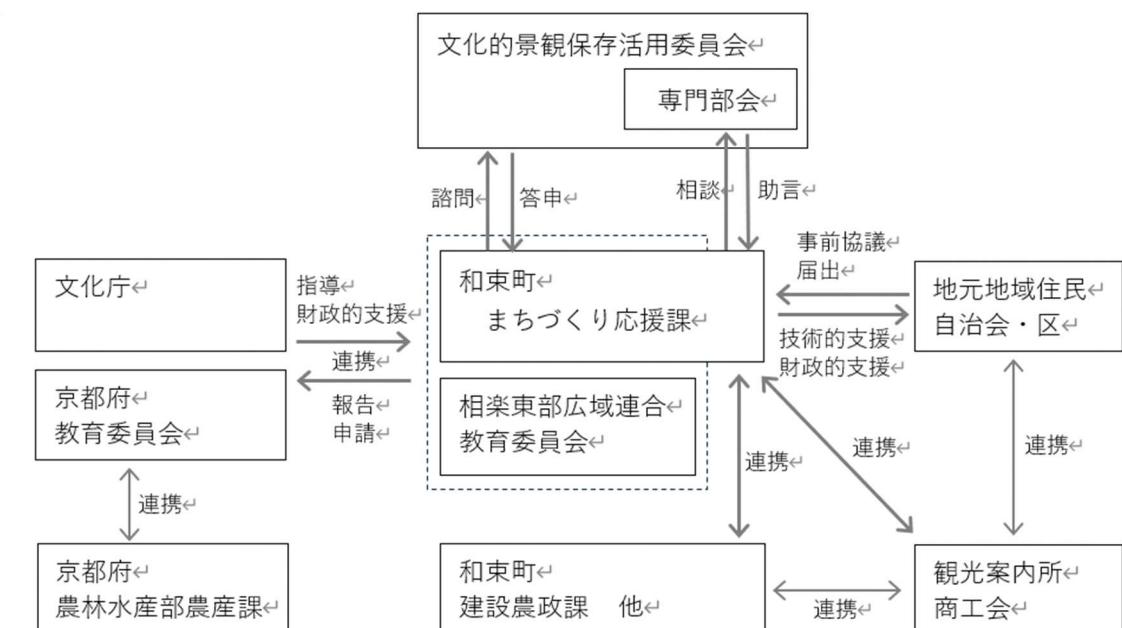


図20 文化的景観の保存活用のための体制

6-2 連携

景観や移住定住、観光、開発、公共交通など、所管業務が多岐にわたるまちづくり応援課を、国庫補助対象事業や現状変更等の事前相談の窓口にして、様々な分野を組み合わせた課題解決を目指す。茶業や農業に関する専門知識が必要な事柄については、農政部局と連携し、円滑な対応をおこなう。建設部局とは定期的に情報共有を行う機会を設け、公共事業や建設予定の事業について把握する機会を設定する。

地域との連携を維持、推進するために、定期的な地域住民参加型の文化的景観ワークショップを継続して実施し、地域の理解を深め、官民協働のまちづくりの推進を図る。

また、茶業を活かしたまちづくりについて宇治茶生産を担う周辺自治体等と連携して推

進するほか、他の重要文化的景観選定地を所管する地方自治体と重要文化的景観の保護政策や中山間地域の生業の課題について情報交換をし、協力して解決を図ることとする。

6 - 3 相談・調整

(1) 事前相談

文化的景観に影響を及ぼす可能性がある行為や現状変更を実施しようとする地域住民や事業者などは、早期の計画段階で事務局のまちづくり応援課へ事前相談をおこなうこととする。相談を受けた事務局は計画内容を確認し、必要な場合は関連する専門の部署に繋ぐ、専門部会に相談するなどの対応をおこない、保存活用計画の内容に応じて協議調整をする。

(2) 協議と調整

公共事業や景観に影響を及ぼす開発行為、および建築物・工作物などの建築等の行為については、事前相談を受けたのち、現状変更の届けが必要かどうか、計画が保存活用計画に沿ったものであるかについて確認し、必要に応じて、文化的景観保存活用委員会での審議や学識経験者により構成される専門部会での協議を実施する。

現状変更届の有無に関わらず、こうした計画は、和束町景観計画と和束町景観条例に基づき計画の届出が求められ、よりよい景観形成を進めることができるように協議と調整をおこなう。

(3) 所有者への意向等の確認

重要な構成要素の所有者に対して、1年に1回、以下を目的とする書面での意向確認を実施する。

- ・所有物件が保護対象となっていることの周知
- ・修理や修景にかかる補助の周知
- ・保護に関する意向確認

なお、重要な構成要素の内、居住域と茶園については、和束町が作成した確認書を各自治会から各地区の全戸に配布する。そのほかの個別の重要な構成要素は、和束町から所有者に直接送付する。

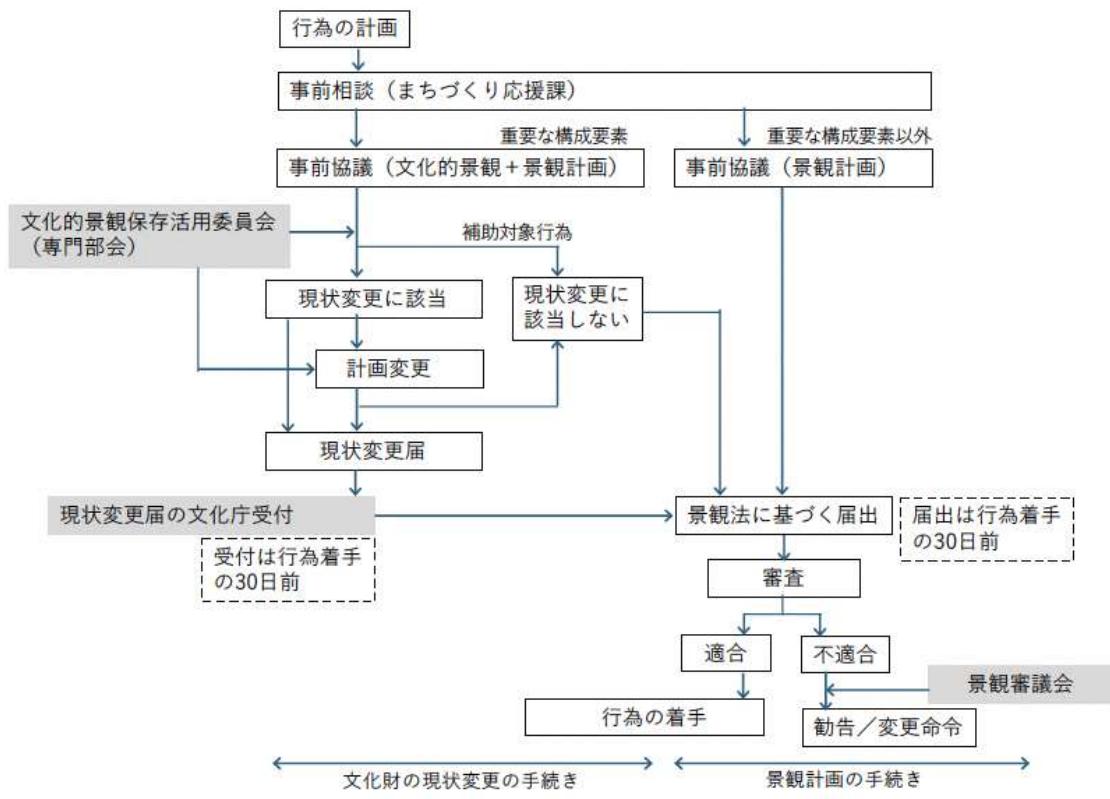


図 21 協議・届出の手続き